

2021年11月25日

農林水産大臣 金子 原二郎 殿
厚生労働大臣 後藤 茂之 殿
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全) 若宮 健嗣 殿

すべてのゲノム編集食品の安全性審査と表示の義務化を求める意見書

生活協同組合パルシステム山梨
理事長 梅原 隆子

私たちパルシステム山梨は、登録、5万人を超える組合員により、事業運動を展開する生活協同組合です。昨年12月に日本で初めてのゲノム編集食品として高GABAトマトが届出され、今年9月にはこのトマトのインターネット販売が公表されました。これに続き、ゲノム編集技術で肉厚にしたマダイも届出がされ、クラウドファンディングで試験的な販売も始まっています。また、10月末には高成長トラフグも届出がされました。高GABAトマトは国内ではじめて一般に販売されるゲノム編集食品になり、マダイは国に届出をし、市販される世界ではじめてのゲノム編集動物性食品になります。

私たちは、遺伝子組み換え技術は環境と健康に影響を与える懸念があるとの理由から、反対の姿勢を示していますが、表示と一定の規制によって、遺伝子組み換え食品を食べない権利、作らない権利はある程度、保証されてきました。しかし、ゲノム編集食品にはそれがなく、私たち消費者は知らないうちに食べてしまう可能性があるため、ゲノム編集食品の安全性審査と表示の義務化について、以下の見解を表明し、意見を述べます。

記

(1)ゲノム編集技術でつくられた作物等のすべてについて、食品安全性審査を義務付けることを求めます

ゲノム編集技術は、遺伝子組み換え技術に比べて、より確実に標的の遺伝子を操作できると言われていますが、「オフターゲット作用」が発生する可能性も指摘されています。遺伝子操作の過程で遺伝子が傷つき、想定外の有害な影響(有害物質の生成を含む)を及ぼすことも否定できず、ゲノム編集食品に対する消費者の不安は残されたままです。また、遺伝子操作の際に、その操作の成否を確認するために抗生物質耐性遺伝子(いわゆるマーカー遺伝子)なども挿入されており、その残存も懸念されています。このような観点から、安全性審査は個別の作物、動物等について実施する必要があり、ゲノム編集技術でつくられた作物等のすべてについて食品安全性審査を義務付けることを要望します。

(2)ゲノム編集技術でつくられた作物・種子・動物等、及びこれを原料とする加工品すべてについて、表示を義務付けることを求めます

ゲノム編集食品に対する不安が消費者にあることから、消費者の選択する権利の保障をお願いします。安全性審査が行なわれない場合があれば尚更です。消費者庁はゲノム編集された食品かどうか科学的に検証ができないため、表示を義務付けることはできないとしています。

しかし、開発企業が開発したゲノム編集作物等の全ゲノムを公開し、どこの遺伝子を壊したかを公開すれば、検査は可能と言われています。アメリカの民間研究機関は全ゲノム解析を行い、どこがゲノム編集されて遺伝子に変化が起きたかを科学誌に公開しています。また、UPOV(植物新品種保護国際条約)評議会は分子マーカーを用いれば検査可能だとしています。

ゲノム編集は自然な変化ではありません。ゲノム編集技術でつくられた作物・種子・動物等、及びこれを原料とする加工品すべてについて、消費者の選ぶ権利を保障するために、表示を義務付けることを要望します。

以上